最終更新日：2021年7月1日
株式会社フルスピード
代表取締役社長　吉澤　竹晴
問合せ先：グループ戦略室　03-5728-4460
証券コード：2159
https://www.fullspeed.co.jp/

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1．基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の効率性と適法性を同時に確保しつつ、経営環境の変化に迅速且つ適切に対応できる経営体制の整備や施策を実施することが、経営上の最も重要な課題であると認識しております。
さらに、この目的を実現するために、株主をはじめとする利害関係者に対する経営情報の適時開示を通じて透明性のある経営を行っていく所存であります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】
議決権行使プラットフォームの利用および招集通知の英訳につきましては、現状行っておりませんが、機関投資家や外国人投資家の保有比率等に留意しつつ、引き続き検討してまいります。

【補充原則3-1-2】
当社では現状、株主総会招集通知の英訳、英語でのIR情報の開示は行っておりませんが、外国人投資家の保有比率等に留意しつつ、引き続き検討してまいります。

【補充原則4-1-3】
当社は、継続的な企業成長に向け、長期的な観点での経営リーダーの育成が重要であるとの認識の下、その後継者育成に取り組んでおります。取締役会は、経営リーダーとしての素養がある候補人材を選出し、経営の経験を積ませ、能力向上に努めております。

【補充原則4-2-1】
当社では、任意の報酬委員会を設置することで取締役等の報酬決定プロセスの公正性・透明性・客観性を確保しております。
また中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬に関しては2021年7月28日開催予定の第21期定時株主総会の承認を条件に導入する予定です。

【補充原則4-8-2】
当社の社外取締役は2名と少数ですので、「筆頭独立社外取締役」等の役職は設けておりませんが、相互に協力・補完して職務を遂行できる環境を整えております。

【補充原則4-10-1】
当社では、指名委員会を設置しておりませんが、取締役の指名にあたっては、取締役会において独立社外取締役より適切な助言を得ることとしています。取締役の指名に係る諮問委員会に関しては、今後その導入の是非を検討してまいります。

【原則4-11.取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社には外国人の取締役はおりませんが、年齢・性別・国籍等によらず、人格・見識・経営能力に優れた人材の確保に努めております。今後は外国人取締役候補の選定も検討してまいります。

【補充原則4-11-3】
当社は、取締役会の実効性の分析・評価については、その手法・評価機関も含めて今後検討してまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4.政策保有株式】
当報告書提出時点において、該当する株式の保有はありません。

《政策保有に関する方針》
事業運営上もしくは取引上必要かつ保有が有益と合理的に判断できる場合にのみ保有します。
《政策保有株式の保有適否の検証》
保有方針に則り毎年その必要性を検証し、その内容を公表します。
《議決権行使に関する基準》
該当株式の発行会社が当社の中長期的な企業価値向上に寄与しているか否かの観点によって、議決権行使にあたっての判断を行います。

【原則1-7.関連当事者間の取引】
関連当事者間の取引を検討する必要がある場合には、他の取引と同様、社内規程に基づいて、取締役会で承認を行っております。また、その判断においては、その合理性や妥当性の検証を十分行い、少数株主の利益を損なわないように運営体制を構築しています。

【原則2-6.企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では、確定給付型企業年金制度を導入しておらず、また、当社がアセットオーナーとなりうる年金運用も行っておりません。

【原則3-1.情報開示の充実】
(i) 当社では、会社のビジョン等を当社Webサイトおよび決算説明資料等で公開しております。
(ii) 当社では、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方をコーポレートガバナンス報告書および当社Webサイトで公開しております。
(iii) 当社では、取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続はコーポレートガバナンス報告書に記載しております。
(iv) 当社では、取締役・監査役候補の選解任にあたっては、当社の企業価値を向上に資するか否か、社外取締役および監査役も含めて取締役会で十分に議論して、株主総会に選解任議案を上程しております。
(v) 当社では、取締役・監査役の選解任理由につきましては、株主総会の招集通知に記載しております。

【補充原則4-1-1】
当社では、取締役会規程、組織規程、決裁権限基準等に従って、取締役会から経営陣に委任する事項を明確化しております。

【原則4-9.独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社では、会社法および東京証券取引所が定める基準をもとに、取締役会で審議・検討して独立社外取締役の候補者を選定しております。今後は、当社独自の独立性判断基準を策定することも検討してまいります。

【補充原則4-11-1】
当社では、取締役会の全体としてのバランス、多様性および規模に関する考え方は定めておりませんが、経営が合理的かつ適正に行われるよう、適切な人材を確保、配していく所存です。

【補充原則4-14-2】
当社では、取締役・監査役に対し各種研修の機会を設け、上場会社の役員として必要な素養の醸成に努めてまいります。

【原則5-1.株主との建設的な対話に関する方針】
当社では、グループ戦略室をIR担当部署として位置づけ、IR管掌取締役を中心に、株主を含む投資家との建設的なコミュニケーションに取り組んでおります。現状、株主及び投資家からの対話のお申し出には積極的に対応しており、随時個別面談や電話会議等をお受けしております。また、代表取締役が決算説明会（年2回）に出席するとともに、当社WebサイトにIR関連情報を掲載しております。

## 2．資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |

### 【大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 所有株式数（株） | 割合（%） |
|---|---|---|
| フリービット株式会社 | 8,870,400 | 57.42 |
| 光通信株式会社 | 595,600 | 3.86 |
| 株式会社SBI証券 | 410,051 | 2.65 |
| 竹内　康仁 | 217,100 | 1.41 |
| 長谷川　聡 | 118,500 | 0.77 |
| auカブコム証券株式会社 | 107,800 | 0.70 |
| 入澤　宏 | 91,300 | 0.59 |
| 松井証券株式会社 | 81,100 | 0.52 |
| 楽天証券株式会社 | 79,300 | 0.51 |
| 杉本　修一 | 74,500 | 0.48 |

| | |
|---|---|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | フリービット株式会社　（上場：東京）　（コード）　3843 |

補足説明

―――

## 3．企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第二部 |
| 決算期 | 4 月 |
| 業種 | サービス業 |

| | |
|---|---|
| 直前事業年度末における（連結）従業員数 | 100人以上500人未満 |
| 直前事業年度における（連結）売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社以上50社未満 |

## 4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社では、親会社および親会社グループとの取引条件については、少数株主保護の観点から、取引条件等の内容の適正性を一般的な取引条件と照らし合わせて合理的に決定し、実施してまいります。

## 5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

【親会社からの独立性確保に関する考え方】
当社の親会社はフリービット株式会社であり、当社総議決権の57.42%を保有しております。
当社は親会社との資本的関係を維持し、グループ企業としてのシナジーを活かし、協力体制を継続してまいります。
事業活動や重要な経営判断については、親会社から独立して決定しており、上場会社として当社の独立性は確保されていると認識しております。

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1．機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 10 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1 年 |
| 取締役会の議長 | 会長（社長を兼任している場合を除く） |
| 取締役の人数 | 9 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 2 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 野口　航 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | ○ | | | |
| 秦　充洋 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|

| | | | |
|---|---|---|---|
| 野口　航 | ○ | 野口航氏が代表者を務める株式会社ジオロジックと当社との間に位置情報を活用した広告サービスの販売取引関係がありますが、同社との取引金額は僅少であります。なお、当社と同社の間には資本関係はありません。<br><br>また、同社は2014年12月から2015年7月までの間、当社のアド・テクノロジー戦略支援に関するアドバイザー契約を締結しておりましたが、2015年7月の取締役就任とともに当該取引を解消しております。当該取引による取引金額は僅少であり、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。 | 【社外取締役として選任している理由】<br>アド・テクノロジー企業である株式会社マイクロアドの研究所所長としてDSP事業の拡大を牽引するなど、アド・テクノロジーに関する豊富な見識およびビジネス経験・実績を有していることから、社外取締役として期待される役割を十分に発揮頂けると考え、社外取締役に選任しております。<br>【独立役員と指定している理由】<br>左記のとおり、当社と株式会社ジオロジックとの間には取引はあるものの、その取引額は重要な取引に該当する金額ではないため、東京証券取引所の定める「上場管理等に関するガイドライン」に照らして検討した結果、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。 |
| 秦　充洋 | ○ | ――― | 【社外取締役として選任する理由】<br>新事業開発に関する豊富な見識・経験を有しており、また上場企業である株式会社ケアネットの共同創業者であることから、社外取締役として期待される役割を十分に発揮頂けると考え、社外取締役に選任することといたしました。<br>【独立役員と指定する理由】<br>東京証券取引所の定める「上場管理等に関するガイドライン」に照らして、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定することといたしました。 |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新 | あり |

## 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

| | 委員会の名称 | 全委員（名） | 常勤委員（名） | 社内取締役（名） | 社外取締役（名） | 社外有識者（名） | その他（名） | 委員長（議長） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 指名委員会に相当する任意の委員会 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 報酬委員会に相当する任意の委員会 | 報酬委員会 | 3 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 社外取締役 |

## 補足説明 更新

当社は取締役の報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として任意の報酬委員会を設置しております。
当委員会は代表取締役1名と独立社外取締役2名を構成員とし、委員長は独立社外取締役から選出しております。また当委員会は報酬に関する委員会を必要に応じて随時開催することとしております。
当委員会の事務局としてグループ経営管理本部がこれを担当し、委員会の運営を補助しております。

## 【監査役関係】

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 4 名 |
| 監査役の人数 | 3 名 |

## 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査計画概要の検討会の開催、監査立会、期末決算監査立会、監査報告概要に基づく報告会の開催等、緊密に連絡をとる体制となっております。また、適宜、内部統制に関する情報および意見交換も行っております。
監査役と内部監査部門との連携については、随時、監査の方法、スケジュールについて面談し、監査結果の報告を受けており、必要に応じて、追加監査実施や業務改善策の検討等を求めております。また、法令遵守やリスク管理等の重要事項に関して緊密に意見交換を行うことにより、連携の強化を図っております。
また、監査役、会計監査人および内部監査部門は、四半期に一度意見交換等を行い、三者間で情報を共有することで連携を図っております。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 2 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名 |

## 会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 高原　俊介 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 田中　秀明 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

## 会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 高原　俊介 | ○ | ――― | 【社外監査役として選任している理由】<br>長年の金融機関勤務経験に基づき、金融・経済、会計に関する深い見識を有していることから、経営の監督等に十分な役割を果たしていただける考え、社外監査役として選任しております。<br>【独立役員と指定している理由】<br>東京証券取引所の定める「上場管理等に関するガイドライン」に照らして、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。 |
| 田中　秀明 | ○ | ――― | 【社外監査役として選任している理由】<br>弁護士として、高度な専門知識及び豊富な経験を有しており、特に森・濱田松本法律事務所在籍時には、ニューヨーク大学ロースクールを卒業、ロンドン駐在パートナーを務めるなど国際業務に関する法務に精通し、また、京橋法律事務所に移ってからは企業法務などを担当し、国内外業務に関する法務に精通しているため、経営の監督等に十分な役割を果たしていただけると考え、社外監査役として選任しております。<br>【独立役員と指定している理由】<br>東京証券取引所の定める「上場管理等に関するガイドライン」に照らして、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。 |

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 4 名 |

### その他独立役員に関する事項

―――

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | ストックオプション制度の導入 |

### 該当項目に関する補足説明

当社では、ストックオプション制度を導入しており、2006年に実施しております。過去に付与したストックオプションの状況については、有価証券報告書に記載しております。
なお、上記全てのストック・オプションは権利行使又は失効により、2020年４月期年度末において未行使残はありません。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | 社内取締役、社内監査役、従業員 |

### 該当項目に関する補足説明

当社は、2006年３月および2006年７月に、業績向上に対するモチベーションの向上および優秀な人材の確保を目的に、ストックオプションとして、当社の役職員に対して新株予約権を付与しております。
なお、上記全てのストック・オプションは権利行使又は失効により、2020年４月期年度末において未行使残はありません。

## 【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| （個別の取締役報酬の）開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

### 該当項目に関する補足説明

当社は、取締役および監査役への報酬総額およびその内数として社外取締役および社外監査役の報酬総額を有価証券報告書にて開示しております。
2020年４月期において取締役および監査役に支払った報酬は次のとおりであります。
取締役に支払った報酬 43,250千円
（うち、社外取締役に支払った報酬 12,000千円）
監査役に支払った報酬 12,552千円
（うち、社外監査役に支払った報酬 12,552千円）

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新 | あり |

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2021年6月21日取締役会決議において、取締役の報酬等の内容に係る決定方針は下記の通りといたしました。
なお株式報酬制度は2021年７月28日開催予定の第21期定時株主総会において、議案を決議いただいた場合に導入するものとなります。

・基本方針
　当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位、職責、在任年数、貢献度等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、基本報酬としての固定報酬と業績連動報酬及び株主価値との連動性をより重視した株式報酬から構成され、取締役会の決議により決定しております。
　種類別の報酬割合については、当社と同様の業態に属する企業の報酬水準等を踏まえ、当社の特性を考慮した上で、基本報酬額をベースとして定め、その役位・職責等を考慮して、業績連動報酬及び非金銭報酬等の割合について、報酬委員会にて検討を行うものとしております。取締役会は、報酬委員会の答申内容を尊重し、取締役の種類別の報酬割合を決定することとしております。
　なお、当社は、2021年５月24日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容を検討するため、報酬委員会を設置しております。

・個人別の報酬等の決定に関する方針
　　個人別の報酬額については報酬委員会にて検討を行うものとし、取締役会は、報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。
　　取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役位、職責、在任年数、貢献度等に応じて総合的に勘案して決定しております。
　　取締役の業績連動報酬は、中期経営計画と整合するよう計画策定とともに設定を検討するものとし、報酬委員会の答申を踏まえ設定・見直し等を行うこととしております。
　　取締役の株式報酬は、適切な機関決定等の手続を経た上で、勤務継続型譲渡制限付株式及び業績連動型譲渡制限付株式株式報酬を付与するものとし、付与数は役位、職責、貢献度等に応じて、決定するものとしております。

### 【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役および社外監査役のサポートは、グループ経営管理本部が行っております。また、社外監査役のうち1名は常勤監査役であり、非常勤監査役との間で適宜情報の交換を行っております。

## 2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1．経営管理体制
当社は取締役の職務責任を明確にするため、定款にその任期を1年と定めております。
当社取締役会は、毎月1回の定時取締役会に加え、必要に応じ臨時取締役会を開催し、重要な決議事項を審議して、経営の合理化と経営判断の迅速化を図ると同時に、取締役相互の業務執行に係る意思疎通および監視を促進しております。監査役は常時出席し、取締役の職務執行状況を監視し、適宜に意見具申を行っております。

2．監査役監査
当社は、監査役および監査役会を設置しております。監査役は常勤監査役1名、非常勤監査役2名の計3名により構成され、各監査役が連携・分担して業務監査および会計監査を実施しております。監査役は、取締役会、その他社内の重要な会議への出席、会社財産の調査および業務の調査等を通じて、取締役の業務を十分に監視できる体制となっております。
また、監査法人および内部監査室との連携を図り、監査の実施状況等について報告および説明を受け、適宜、意見交換を行い、監査機能強化に努めております。

3．内部監査
当社は、社内業務監査の強化を図るために、内部監査室を設置し、内部監査を実施しております。具体的には、年間の実施計画に基づいて各業務部門の内部監査を行い、その結果を代表取締役をはじめとする役員並びに監査役出席の定例監査ミーティングで報告し、改善事項が検出された場合、当該業務部門に対して具体的な改善を求め且つ改善状況の監視を行っております。
また、監査役および監査法人との連携により、監査業務の効率化、合理化を図り、その機能の強化に努めております。

4．監査法人
当社は、有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任し、会社法ならびに金融商品取引法に基づく監査について、監査契約を締結し、会計監査を受けております。また、監査役との情報交換を行うこと等により、相互に連携し監査品質の向上とコーポレート・ガバナンスの充実・強化に努めております。

5．外部専門家
法的判断およびコンプライアンスに係る重要事項については弁護士、税理士、弁理士、社会保険労務士等と顧問契約を締結するとともに、その他の外部専門家に相談し、慎重な検討を行っております。

6．内部統制システムの整備状況
当社は、「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会で決議し、当社グループ全体で、法令遵守体制・リスク管理体制・経営の効率化・企業集団の業務の適正を確保する体制・監査役監査体制等の整備に努めております。また、整備状況をチェックし、より強固なものに改善することにより、実効性を担保しております。

## 3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の意思決定の有効性を客観的に確保する観点から、社外取締役2名を招聘しております。また、客観的な視点により経営を監督し、企業としての健全性および透明性を確保する観点から、当社の監査役3名のうち2名は、社外監査役（うち常勤監査役1名）で構成されております。
社外取締役と社外監査役を招聘し、経営への監査機能を強化することが、コーポレート・ガバナンスの強化に資するものであり、ステークホルダーからの信頼を確保する上で、ふさわしい体制であると考え、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採っております。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 法定期日より早期の発送を実施しております。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 7月末に株主総会を開催しております。 |
| その他 | 当社ホームページにおいて、株主総会招集通知の早期掲載を行っております。 |

### 2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 当社株主を対象に、年1回の事業説明会を実施しております。 | あり |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 年2回以上、開催してまいります。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | コーポレートサイトのIRページ http://www.fullspeed.co.jp/ir/ 上に、決算情報、適時開示資料、決算説明会資料、説明会の動画配信等を掲載しております。 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | IRに関する担当部署はグループ戦略室です。 | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

# Ⅳ内部統制システム等に関する事項

## 1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．内部統制に関する基本理念
(1) 当社は、企業が社会的公器であることを自覚し、すべての役員および社員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努める。

2．取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1) 取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図る。
(2) 毎月1回以上の定時取締役会を開催し、経営事項の審議および決議を行うとともに、各取締役の職務の執行を監督する。
(3) 取締役の職務責任を明確にするため、その任期は1年とする。
(4) 基本行動理念を定め、企業倫理に対する意識を高め、法令および企業の社会的責任に対する自覚を促す。
(5)「コンプライアンス規程」に準拠した行動が身につくよう継続的に指導する。
(6)「公益通報窓口取扱規程」を運用し、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の内部通報の仕組みを適切に構築する。
(7) 金融商品取引法等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築を推進する。
(8) 反社会的勢力・団体には毅然として対応し、一切の関係を持たない。
(9) 使用人に対し、必要な研修を定期的に実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社および他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。

3．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
(1) 情報資産を保護し、正確且つ安全に取扱うために定めた「セキュリティポリシー」を遵守し、情報セキュリティ管理体制の維持、向上に努める。
(2)「文書管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、計算書類、稟議書、契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し、管理する。取締役および監査役は、「文書管理規程」により、常時これらの文書を閲覧できる。

4．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)「リスク管理規程」に基づき、リスクを適切に把握し、管理する体制を整備する。
(2) 法務担当部署において契約書を審査し、法務上のリスクについて監視するとともに、社内規程の整備を実施する。
(3) 増大する情報リスクに対応するため、「情報セキュリティ管理規程」および関連規程に基づき、個人情報を含む情報セキュリティ全般を情報セキュリティ委員会が監視・管理し、増大する課題を順次改善する。
(4) 重大な障害および災害が発生した場合には、「事業継続計画」規程に基づき、対策本部を設置する等、迅速に危機管理にあたる。

5．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)「組織規程」および「職務分掌規程」に基づき、取締役の合理的な職務分掌を定め職務執行の効率化を図るとともに、「決裁権限基準」に基づき、チェック機能を備えた上での迅速かつ効率的な意思決定を実現する。
(2) 経営ミーティングを毎月1回以上開催し、業務の詳細な事項について討議するとともに、各種の問題を検討し、経営判断的観点から適正かつ効率的な処理を図り、重要な事項については取締役会に報告する。
(3) 決裁およびデータ管理の電子化を進め、業務効率向上に努める。
(4) 組織および部門目標の明確な付与と評価制度を通して、経営効率向上に努める。

6．企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)「関係会社管理規程」に基づき、フルスピード・グループ関係会社から、その営業状況、財務状況、その他の事項についての報告を受け、コンプライアンスの確保及びリスク管理をグループ全体に浸透させ、コーポレート・ガバナンスの実行を図る。
(2) 経営管理については、「関係会社管理規程」に従いフルスピード・グループ関係会社における重要事項の決定に関して当社への事前協議・報告を求めるほか、必要に応じ、当社の役員又は従業員をフルスピード・グループ関係会社の取締役又は監査役として派遣し、適切な監督・監査を行う。
(3) フルスピード・グループ関係会社は、「関係会社管理規程」に従い、業績、財務状況その他重要な事項について、当社に都度報告する。
(4) フルスピード・グループ関係会社に対して、「関係会社管理規程」に基づき、当社のリスク管理体制に準じた自律的なリスク管理体制を構築、運用されるとともに、適正な報告を求める。
(5) フルスピード・グループ関係会社は、当社からの要求内容が、法令上の疑義その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には関連事業部に報告するほか、その他の従業員等は「公益通報窓口取扱規程」により当社の窓口に通報することができる。
(6) 内部監査室による定期的な監査及び監査役の子会社聴取を実施する。

7．監査役の職務を補助すべき使用人およびその独立性に関する事項
(1) 監査役から、監査役が行う特定の監査業務の補助に従事させる使用人を求められた場合には、監査役と協議の上、管理部門に在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
(2) 当該使用人が監査業務を補助するに当たって監査役から命令を受けた事項については、当該使用人は取締役の指揮・命令を受けない。

8．監査役への報告および監査役の監査の実効性確保のための体制
(1) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、あるいは会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実を速やかに監査役に報告しなければならない。
(2) 当社は、前項の監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及びフルスピード・グループ関係会社の取締役、監査役及び従業員に周知徹底する。
(3) 監査役は、取締役会等の重要会議に出席して意見を述べるほか、会計監査人、取締役、内部監査室等の使用人その他の者から報告を受け、職務執行状況を監査する。
(4) 監査役は、内部監査室が実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、必要があると認めるときは、追加監査を実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
(5) 監査役は、職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士、会計士等の専門家による外部アドバイザーを活用することができる。
(6) 監査役の職務執行について生じる費用又は債務は、請求のあった後、速やかに処理する。
(7) 社内の事情に精通する常勤監査役と、業務の適正化に必要な知識と経験を有する社外監査役とからなる監査役会を設置し、財務報告の適正化、コンプライアンス及びリスク管理の確保を図る。

＜内部統制システムの整備状況＞
当社は、「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会で決議し、当社グループ全体で、法令遵守体制・リスク管理体制・経営の効率化・企業集団の業務の適正を確保する体制・監査役監査体制等の整備に努めております。また、整備状況をチェックし、より強固なものに改善することにより、実効性を担保しております。

＜リスク管理体制の整備状況＞
事業活動において生じる重要なリスクについて、関連部署と経営管理本部においてリスクの分析とその対応策の検討を行い、必要に応じて外部専門家に相談したうえで、取締役会において審議し対応策を決定しております。
情報リスクに対しては、情報セキュリティ委員会が監視・管理し、増大する課題を順次改善しております。
また、日々の業務において生じる諸問題を早期に漏れなく把握するため、公益通報者保護規程を定め、従業員等からの問題提起を直接吸上げて速やかに経営にフィードバックする体制をとっております。

## 2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会勢力に対しては、常に危機管理意識を持ち、組織として毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たないことを徹底します。また、従来より反社会勢力の排除を目的として、警察関連機関・弁護士等の外部専門機関との連携に努めており、反社会勢力に関する情報収集・管理、および社内体制の整備強化を推進しております。

# Vその他

## 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

### 該当項目に関する補足説明

―――

## 2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示に係る基本方針
当社は、経営の透明性、公正性を重視し、金融商品取引法および東京証券取引所が定める諸規則に則り、適時･正確･公平に情報を提供してまいります。

2. 会社情報の開示基準
当社は、金融商品取引法および東京証券取引所の「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従い、必要な会社情報の開示を行ってまいります。

3. 会社情報の適時開示に係る社内体制
当社では、情報開示責任者であるグループ経営管理本部長のもと、グループ経営管理本部において会社情報を一元管理しております。
重要事項および決算情報につきましては、事務局であるグループ経営管理本部の管理のもと、漏れなく取締役会又は経営ミーティングにおいて審議される体制となっております。また、重要な発生事実は、各部門長からの直接の報告および月1回以上開催される取締役会および経営ミーティングにおける担当取締役および各部門長からの報告により、情報開示責任者が迅速かつ網羅的に把握できる体制を構築しております。情報開示責任者は、必要に応じて監査法人および顧問弁護士等の外部専門家の助言を得て、適時開示規則等に則って開示の要否を判断しております。
開示書類の作成は、情報開示責任者およびグループ戦略室が担当しておりますが、誤記載等の未然防止のため、グループ経営管理本部内でのチェックに加えて、外部専門家による必要なチェックを経て、最終的には取締役会において各取締役および監査役による確認と開示の承認を行い、公表いたします。

4. インサイダー取引防止について
当社では、適時開示を推進し、またインサイダー取引を未然に防止するため、「内部者取引防止規程」に基づく株式売買等に係る監視体制をとっているほか、役員および従業員へのコンプライアンスの徹底を継続的に行うため、インサイダー取引、情報セキュリティ等に関する各種研修を適宜実施しております。

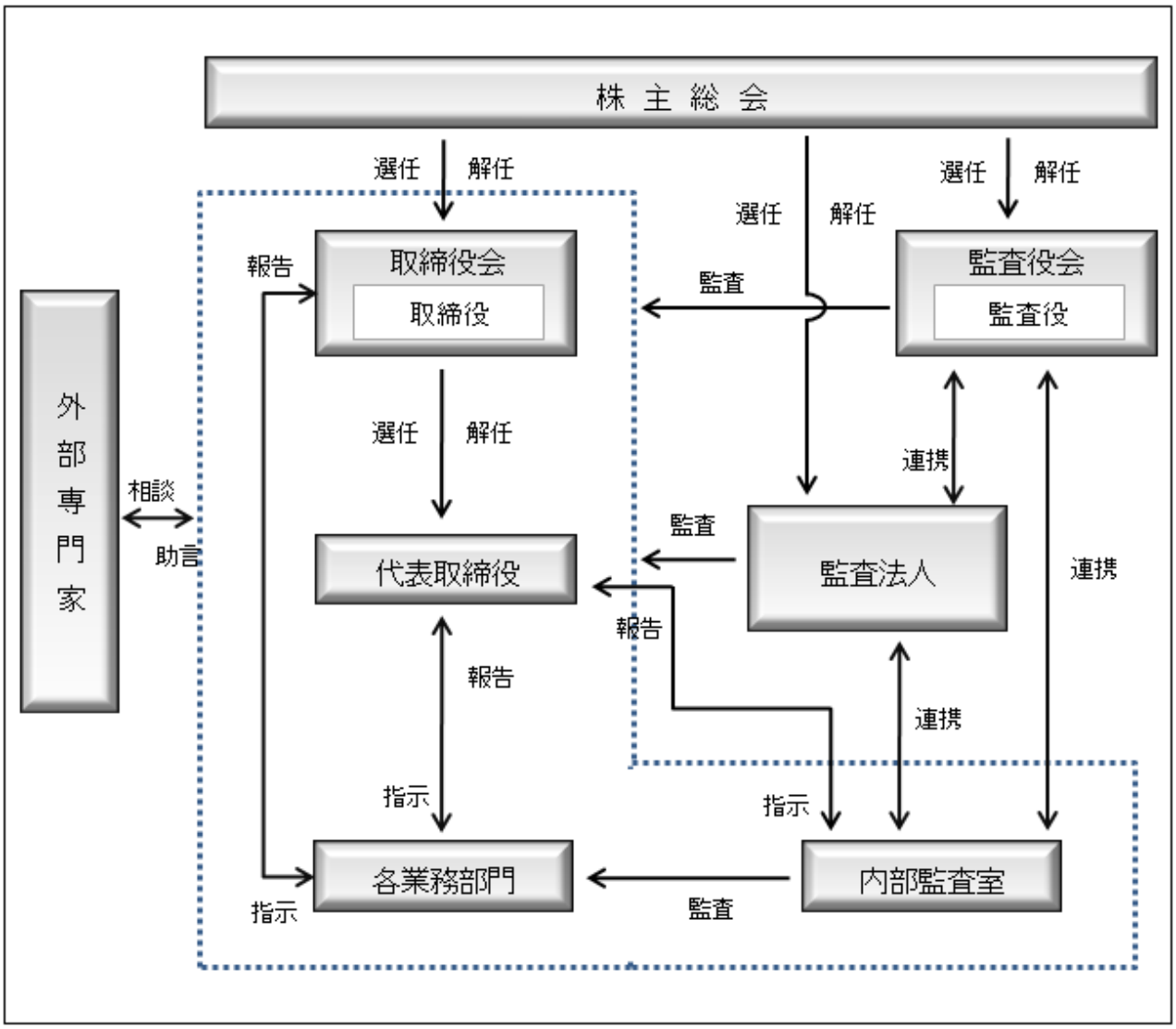
株主総会
選任
解任
選任
解任
選任
解任
取締役会
取締役
監査役会
監査役
報告
監査
外部専門家
相談
助言
選任
解任
連携
監査
代表取締役
監査法人
連携
報告
報告
連携
指示
指示
各業務部門
内部監査室
指示
監査